

＜記入するときの注意点＞

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内（※期間が違うものもある）に書面で通知
- ② ハガキに書いて、両面をコピーして手元に残す。（証拠として5年間保管）
- ③ ハガキは郵便局で特定記録郵便または簡易書留で送る。（出した証拠として受領証を保管）
- ④ 基本的に、契約で支払ったお金は全額返金される。
- ⑤ クレジットを利用している場合は、信販会社にも送る。このとき、契約解除通知の裏面に販売会社名を追加する。

ただし！ クーリングオフできないときもあります！

※詳しくは、消費者相談窓口へおたずねください。

ひとりで悩まず、まずは消費者相談窓口に相談を！

江府町消費相談窓口

江府町役場 福祉保健課 ☎0859-75-6111

江府町役場 総務課 ☎0859-75-2211

鳥取県西部消費生活相談室 ☎0859-34-2648

（※鳥取県西部消費相談室は祝日を除き、土・日曜も相談できます。）